



## 新生児特別定額給付金のご案内

小金井市では、新型コロナウイルス感染症が市民生活へもたらす影響の長期化が見込まれることから、国の特別定額給付金の基準日を過ぎて生まれたお子さんを育てるための支援として、新生児1人につき10万円を支給します。

### 給付金の概要

#### 【対象となる子ども】

- 令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれ、出生により小金井市で初めて住民登録された子ども

#### 【申請できる方】

- 令和2年4月27日から、対象となる子どもが出生した日まで、小金井市に住民登録されている母
- 令和2年4月28日から、対象となる子どもが出生した日までの間に小金井市に転入し、申請日まで引き続き小金井市に住民登録されている母

#### 【給付金額】

- 対象となる子ども1人につき10万円

#### 【申請方法】

- 子育て支援課窓口にてお渡しする申請書を提出してください。

#### 【申請期限】

- 令和3年4月30日（金）当日消印有効

### 申請に必要な書類

- 小金井市新生児特別定額給付金給付申請書
- 申請者（母）の本人確認書類の写し
- 申請者（母）名義の振込先金融機関口座確認書類の写し
- 対象となる子どもの母子健康手帳（出生届出済証明のページ）の写し



問合せ

子育て支援課手当助成係

☎042-387-9839

小金井市